(2)　(1)の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、医師が(1)の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出しなければならないこととした。（第一四条の二第二項関係）

(3)　都道府県知事は、(2)により提出を受けた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。（第一四条の二第三項及び第四項関係）

(4)　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(2)により提出を受けた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができることとした。（第一四条の二第五項関係）

(5)　指定提出機関は、三〇日以上の予告期間を設けて、(1)の指定を辞退することができることとし、都道府県知事は、指定提出機関の管理者が(2)に違反したとき、又は指定提出機関が(2)の提出を担当するについて不適当であると認められるに至ったときは、(1)の指定を取り消すことができることとした。（第一四条の二第六項及び第七項関係）

㈣　感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

(1)　都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができることとした。（第一五条第三項関係）

(2)　都道府県知事は、(1)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体について検査を実施しなければならないこととした。（第一五条第四項関係）

(3)　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し(1)により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとした。（第一五条第九項関係）

3　就業制限その他の措置

㈠　都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症（以下「一類感染症等」という。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「一類感染症等の患者等」という。）又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとした。（第一六条の三第一項及び第三項並びに第四四条の七第一項及び第三項関係）

㈡　厚生労働大臣は、一類感染症等の患者等又はその保護者に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとした。（第一六条の三第二項及び第四項並びに第四四条の七第二項及び第四項関係）

㈢　都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ㈠又は㈡の勧告又は措置を実施する場合には、当該勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知しなければならないこととした。ただし、書面により通知しないで勧告又は措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないこととした。（第一六条の三第五項及び第一一項並びに第四四条の七第九項及び第一〇項関係）

㈣　都道府県知事又は厚生労働大臣は、㈢のただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施された者に対し、理由等を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第一六条の三第六項及び第一一項並びに第四四条の七第九項及び第一〇項関係）

㈤　都道府県知事は、㈠により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。（第一六条の三第七項及び第八項並びに第四四条の七第五項及び第六項関係）

㈥　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、㈠により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとした。（第一六条の三第九項及び第四四条の七第七項関係）

㈦　都道府県知事は、㈠の検体の提出若しくは採取の勧告をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は㈤により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとした。（第一六条の三第一〇項及び第四四条の七第八項関係）

4　消毒その他の措置

㈠　都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又は一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の検体又は感染症の病原体を所持している者（以下「一類感染症等検体等所持者」という。）に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができることとした。（第二六条の三第一項及び第三項並びに第五〇条第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、一類感染症等検体等所持者に対し、当該検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体又は感染症の病原体を無償で収去させることができることとした。（第二六条の三第二項及び第四項並びに第五〇条第七項関係）

㈢　都道府県知事は、㈠により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。（第二六条の三第五項及び第六項並びに第五〇条第二項関係）

㈣　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、㈠により提出を受け、又は当該職員に収去させた検体又は感染症の病原体の一部の提出を求めることができることとした。（第二六条の三第七項及び第五〇条第二項関係）

㈤　都道府県知事は、㈠の検体若しくは感染症の病原体の提出の命令をし、当該職員に検体若しくは感染症の病原体の収去の措置を実施させ、又は㈢により検体若しくは感染症の病原体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとした。（第二六条の三第八項及び第五〇条第二項関係）

㈥　都道府県知事は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等又は一類感染症等を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者（以下「動物等所有者等」という。）に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとした。（第二六条の四第一項及び第三項並びに第五〇条第一項関係）